

作 業 基 準

2025年4月1日 現在

目 次

第1章	目 的	2
第2章	作業体制	2
第3章	危険物等の取扱い	2
第4章	乗下船作業	2
第5章	旅客の遵守事項等の周知	2

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、水先人送迎と通船行為に関する基準を明確にし、もって事業に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗組員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の運送を行わないものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 乗組員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 船長は、乗船作業に支障がないと判断した場合において、乗組員に対し乗船作業を指示する。

- 2 乗組員は、乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(下船作業)

第6条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨乗組員に合図する。

- 2 乗組員は、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第7条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。